

# ゴビンダ通信

No 36

発行：無実のゴビンダさんを支える会  
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

December 25, 2008

しんしゃの みなさん、ナマステ！

12月に入って、だんだん寒くなってきましたが、みなさん、お元気ですか？ 私はあまり元気ないです。ねつが40℃まであがりたいへんでした。だからびょうきで5日くらいびょうさにはいてちゅうしてむらいました。とくに冬ではあたたかきる服がくれないですよ。だからびょうきにはりやすいそうですよ。もうすぐ、私がいぼされてから12年目の新しい年がやってこようとしています。あのときから、私の人生は、めちゃくちゃにこわさてしまいました。ネパールの家族たちの人生も変えられてしまいました。昨年、年若いお父さんが亡くなったという悲しい知らせがありました。ずっと息子の帰りを待っていたのに、とうとうこの世で会うことができなかつたのです。失われた私の人生、も元には戻りません。けいむしよの中は、とてもきそくがきびしので、いつもきんちようしながら生活します。何も悪いことしていないのに、こんなことを、いつまで、がまんしなければならぬのか。そう思うとくやしくて悲しくてたまりません。日本のさいばんかんとけいさつがさんごくな人です。The Japanese Law would be actually dead. The Suicide Japanese Justice system. みなさん、私は無実です。あんなおそろしいこと、神様にちかってせうたいにやっています。だからもう一度、さいばんをやり直して、本当の正しいはんけつをもらうため、さいしんせいきゆうしています。みなさんが、さいしん開始のために、一生けんめい集めてくださった署名は、支える会が11月20日、東京こうさいに提出したそうです。みなさん、本当にありがとうございます。私が1日も早くネパールの家族のところに帰れるよう、これからも助けてください。いつも精一杯、努力してくださっている全てのみなさんに、心からかんしゃします。どうぞ、よいお年をお迎えください。

無実ゴビンダ・フォーサド・マイナリ。

2008年12月1日、よこはまけいむしよにて。

## ゴビンダさんとの面会記

山田 善二郎（日本国民救援会・顧問）

12月11日、ゴビンダさんと面会しました。まず、面会に先立って、「支える会」の客野さん、蓮見さん、片川さん、救援会中央本部の瑞慶覧事務局長と私の5名で、面会人の人数制限をはかる刑務所の処遇担当者と会見。被拘禁者の人権を従来より重視する新しい「受刑者処遇法」の精神からするならば、人数制限をすべきでないと要求しました（註）。

終わって、面会手続きをして面会室に入ったところ、アクリル板の向こうから出てきたのは、なんと先ほどの交渉相手と同じ人物。開口一番「面会の目的は？」と質問。その狙いは、単なる安否うかがいや激励ならば認めないため。片川さんが、ネパールで家族に直接会い、その模様や伝言などを話すことが目的だと説明すると、初めて許可するという状況でした。

久しぶりに会ったゴビンダさんは、私が救援会の会長を下りたことを知っていたのに驚きました。

娘さんがスクーターを欲しがっていることを知ると、心配そうな顔をして、交通事情が激しく危険だから、乗らないように伝えてもらいたいと語っていました。子供を想う父親の心が窺われるひとこまでした。

先月、刑務所にインフルエンザが流行、多くの服役者と同様、彼もひどい熱に襲われたとのこと。

私は、今国民救援会が取り組んでいる再審請求事件のなかで、布川事件と名張事件の最高裁のたたかひの持つ意味を説明、また、布川事件の再審開始決定を支持した門野博裁判長の下でこの事件が審理されていること、しかもゴビンダさんは厳しい自白の強制にもかかわらず、自白していないこと、また一審では無罪だったことなどについてふれ、希望を持って日々を過ごすよう励ましました。瞬く間に30分の面会時間が経過し、看守の小さな言葉に敏感に反応して席を立つゴビンダさんの動作に、看守の目をうかがいながら獄中生活に耐えている、彼の張り詰めた気持ちが滲んで見えました。

（註） 今年の4月から9月、「不正挨拶」という規則違反のため「4類」に格下げされていたゴビンダさんですが、10月からまためでたく「3類」に復帰することができました。ゴビンダさんは、すぐに手紙で「グッドニュース！また3類に選ばれました。厳しい規則の中で、緊張しながら、いっしょうけんめい、真面目に働いた結果だと思います。これから月3回面会できるので、みなさん、よろしくお願ひします」と嬉しげに知らせてきました。私たちも喜んでいたのですが、一難去ってまた一難。今度は、刑務所側が「面会人数が多すぎる」と言い出しました。そのため、新法の趣旨やゴビンダさんの事情（再審請求していることや外国人であることなど）を説明。これまでどおりの寛大な配慮をもとめて、上記のような要請を行ったしだいです。当面は推移を見守っていきたいと思います。（客野記）

## 「再審えん罪事件全国連絡会」の報告

再審えん罪事件全国連絡会の第17回総会が、12月12日（於：衆議院議員会館）13日（於：平和と労働センター）の両日にわたって開催され、全国から参集した加盟各事件の現状報告と経験交流が行われました（以下、順不同にて、簡単にご紹介します）。

### 足利事件：

第一次再審請求が、宇都宮地裁で2008年2月13日に棄却され、現在、東京高裁に即時抗告中。東京高裁が弁護団の要求に応じてDNA再鑑定を行うとの判断を示したことで、弁護団も支援者も再審開始に明るい希望を持っている。

### 布川事件：

2005年9月21日付水戸地裁土浦支部の再審開始決定を、2008年7月14日、東京高裁第4刑事部（門野博裁判長）も支持した。検察は最高裁に異例の特別抗告を行ったが、従来の主張を繰り返しているにすぎない。再審開始に大きな期待が寄せられている。

### 東電OL殺人事件：

2005年3月24日、東京高裁第四刑事部に再審を請求してから3年半が経過したが、まだ事実調査は行われていない。本年7月14日、同刑事部が、布川事件の再審開始決定を支持したことから、「いよいよ次はゴビンダさんの番だ！」と、あらためて気持ちを引き締めて署名活動や高裁要請に力を入れている。

### 袴田事件：

2008年3月24日、特別抗告が棄却されたため、4月25日、静岡地裁に第二次再審請求を申し立てた。長期拘留による健康状態悪化が懸念される（請求人は姉の秀子さん）。

### 名張毒ぶどう酒事件：

2006年12月26日、名古屋高裁刑事第2部（門野博裁判長）が再審開始を取り消す不当決定。2007年1月4日、最高裁に特別抗告。偽装開栓、毒物鑑定、虚偽自白に関する補充意見書を提出している。

### 福井女子中学生殺人事件：

2004年7月15日から名古屋高裁金沢支部に再審請求中。途中、請求人の健康状態悪化による中断などもあり長期化していたが、今年7月、捜査段階の物証など66点が開示された。

### 日野町事件：

2006年3月30日、大阪高裁に即時抗告。2008年11月9日、かつて控訴審の有罪判決に関与した裁判官が後任になったため、回避要請を行っている。

### 東住吉事件、大崎事件、北陵クリニック事件：

再審請求に向けて準備中。

再審は、いぜん厳しい状況ながらも、いくつか明るい展望も見えてきています。誤判からの冤罪被害者の救済を実現するため、今こそ粘り強い運動の継続が求められています。

### 「和歌山カレー事件」支援集会の予告：

同事件（一審死刑判決・控訴棄却・上告中）について、2月24日、最高裁で口頭弁論が開かれることになりました。その前後の時期に、同事件の支援者が東京や和歌山で集会を開くことを計画しています。

日時・会場は、確定しだい、下記HPに掲載されるとのことです。

林眞須美さんを支援する会 [http://enzai.org/masumi\\_hayashi/](http://enzai.org/masumi_hayashi/)

## 11月1日学習会報告 ～ 許すな！「ロス疑惑」再燃！ ～

この学習会を企画した9月の時点では、まさか三浦さんが亡くなるなど、誰一人として夢にも思ってみないことでした。講師の山口正紀さんは、このような事態を招いた米司法当局、それに荷担した日本政府、性懲りもなく犯人視報道を繰り返すマスメディアへの怒りをこめて、あらためて「ロス疑惑」とは何だったのか語っていただきました。

ロス地裁は、殺人については一事不再理にあたるため無効だが、殺人共謀については日本の刑法に共謀罪の規定が無いので一事不再理は適用されないとの理由により「逮捕状は有効である」としました。しかし、日本でも「共謀共同正犯」の事実がなかったからこそ無罪判決が確定したのです。このような形式的な訴追なら絶対に勝てるという自信をもって、三浦さんは徹底抗戦の決意でロスに乗り込みました。到着当日の留置場内での死は「自殺」と断定報道されましたが、弁護側の鑑定によれば、他殺の可能性も出てきています。三浦さんを死に追いやった真相究明と責任追及の闘いはこれからが正念場です。

三浦和義・河村シゲル共著『敗れざる者たち』（ぶんか社より12月2日発売）

### 『冤罪 File』第5号2月2日発売 \*全国書店にて予約受付中

発行元 キューブリック (TEL 03 - 3366 - 6901)

バックナンバー（創刊号～4号）は、ゴビンダ事務局にもお申し込みいただけます。

## 事務局からのお知らせ

事務局会議：隔月第2火曜日 午後6時～8時 現代人文社：四谷駅下車徒歩8分  
< 次回は2009年1月13日（火） >

11月20日東京高裁に要請を行い署名470筆を提出しました。署名をお寄せ下さったみなさま、ご協力ありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。歳末カンパへのご協力も、よろしく願いいたします。

ゴビンダさんに年賀状を出してあげてください。平仮名、カタカナ、簡単な漢字なら読み書きできますが、みなさまのお名前にはフリガナをお付けください。

[ 〒233-8501 横浜市港南区港南4-2-2 ゴビンダ・プラサド・マイナリ様 ]

### 無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10ハツ橋ビル7階 現代人文社気付 TEL：080-6550-4669

e-mail：govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>



## 三浦和義さんの死を悼んで



10月25日、三浦さんは「遺骨」になって日本に帰って来ました。ご遺族の苦痛と無念はいかばかりでしょう。私たち支援者の悲しみと怒りも、とうてい言葉に尽くすことができません。

どうしてこんな非道いことになってしまったのでしょうか。そもそも、2月22日のサイパン空港での身柄拘束じたい人道的に許されない暴挙だったのです。

3月20日「三浦和義氏の逮捕に怒る緊急集会」を呼びかけ、続いて「怒る市民の会」を結成した頃、三浦さんから届いた初めての手紙は、こんな書き出しで始まっています。

「今回のことでは迅速に抗議集会を開いてくださったとのこと、本当にありがとうございました。僕自身、まったく思いも寄らないことで、極めて不当な拘束と憤慨し続けている次第です・・・」

続いて、サイパン拘置所での生活ぶりなどが生き生きと綴られ、最後はこう結ばれています。

「一人じゃないと思えるのは、本当に心強いことです。支援者のみなさんによろしくお伝えください。ゴビンダさんにもよろしく！僕もめげずに1日も早く日本に帰れるよう頑張る所存です。再会できる日を楽しみにしています！」

もちろん、私たちも再会をかたく信じており、近いうちにまた元気な三浦さんと笑って話せる日が来ることを疑いもしなかったのです。それなのに・・・

2001年3月、「無実のゴビンダさんを支える会」の結成集会に突然姿を見せた三浦さんは、その場で入会していただきました。当時、「ロス疑惑」と「東電OL」という2つの事件には、「状況証拠」による無期懲役求刑という共通点がありました。そして、前者は一審有罪から逆転無罪へ、後者は一審無罪から逆転有罪へという正反対の経過をたどり、どちらも上告審が最高裁第三小法廷に係属していたのです。

ゴビンダさんを救うため知恵を貸してほしい。私たちの求めに応じて、三浦さんは、自らの体験と知識にもとづく適切なアドバイスをしてくださいました。ほどなく、三浦さんは最高裁で無罪が確定しましたが、ゴビンダさんは上告棄却により下獄することになってしまいました。

「あまりにも理不尽な・・・」電話口で声をつまらせる私に、三浦さんは厳しい口調で言いました。「泣いたって何にもなりませんよ。そんなひまがあったら、ハガキの1枚でも書きなさい。出来ることをするんです。出来ないことは出来ないんですから」と。その声が今も耳に残っています。

そんな三浦さんがロスに到着したその日のうちに留置場で自ら死を選ぶとは、とうてい信じられません。もちろん真相解明がなされるまでは、いかなる憶測も避けなければなりません。ただ、どのような亡くなり方をしたのであれ、三浦さんはアメリカ当局に殺されたも同然であり、日本政府に見殺しにされたに等しい。そのように私たちは思っています。

日本の起訴有罪率は99.9%。つまり1000人中999人が有罪になります。その中には無実を訴えながら服役を強いられるゴビンダさんのような人たちが少なからず含まれています。しかし、三浦さんは、最高裁で無罪が確定してもなお「疑惑の人」でした。世間はそのような見方をやめようとはしなかったのです。このことを、日本社会の一員として、冤罪支援者の一人として、きわめて深刻に受け止めています。ここにこそ、冤罪を次々と作り出してしまう最大の社会的原因が存在していると思うからです。

全ての冤罪被害者を苦しめている現実を変えるために、これからも微力を尽くして生きていきたいと思っています。

「三浦和義氏の逮捕に怒る市民の会」事務局 客野美喜子  
この追悼文は、救援連絡センター発行の『救援』第475号(2008年11月10日付)に掲載されました。